



エネルギーの地産地消に取り組む「かなエネサポーター」 を募集します！

近年、地震や台風などによる停電が発生し、電力の確保が課題となっています。そこで、県では、令和元年度から、自家消費型の太陽光発電設備やガスコージェネレーション等を設置し、エネルギーの地産地消に取り組む事業者を「神奈川県エネルギー地産地消推進事業者(愛称:かなエネサポーター)」として認証する取組を実施しています。本日から、令和2年度の募集を開始しますので、皆様ぜひ御応募ください。さらに、「かなエネサポーター」を対象に、停電時に地域住民にスマートフォンの充電等のために電力を提供する、「停電時スマホ充電スポット」についても、新たに募集を開始します。

【認証のメリット】

ア 認証書及び認証ステッカーを交付するとともに、認証事業者名を、県のホームページや印刷物等で積極的にPRします。

イ 認証マークを広告、商品等に提示することができますので、CO2の削減や災害時のBCP(業務継続計画)に取り組み、エネルギーを地産地消する認証事業者であることを対外的に明示することができます。

<認証マーク>



ウ 株式会社商工組合中央金庫(商工中金)の「かながわ分散型電源導入事業者特別ローン」を利用することができます(認証を受けるために、設備を設置する事業者も利用が可能)。

詳しくは、商工中金のホームページ(<https://www.shokochukin.co.jp>)をご覧ください。

エ 特に優れた事業者については、県が「かながわ地球環境賞 かながわスマートエネルギー計画部門」に推薦します。

オ 停電時に地域住民へ電力を提供することに同意された場合、「停電時スマホ充電スポット」ステッカーを交付し、県のホームページで公開しますので、地域に貢献する事業者としてもPR できます。

1 認証の対象

県内で、次のいずれかの自家消費型発電設備を設置(令和2年12月31日(木曜日)までに設置する予定を含む)して使用している事業者を認証します。

- (1) 再生可能エネルギーによる発電設備(発電出力10kW以上)
- (2) ガスコージェネレーション(発電出力100kW以上)

2 応募期間

令和2年10月12日(月曜日)から令和2年12月28日(月曜日)まで

3 応募方法

下記ホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、県エネルギー課へ郵送してください(当日消印有効)。

URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/ene-support/index.html>

4 今後の予定

応募のあった事業者を令和3年3月までに「かなエネサポーター」として認証し、県のホームページなどで公表します。

《SDGsの推進について》

県では、SDGsの達成にもつながる取組として、太陽光発電などの分散型電源の導入加速化やエネルギーの地産地消に取り組んでいます。



問合せ先

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

課長 武川 電話045-210-4101

分散型エネルギーグループ 濱田 電話045-210-4076